

広島県告示第百二十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾鹿川港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年三月二十五日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和四年三月十日

鹿川港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾鹿川港放置等禁止区域

1 大原港地区

(一) 区域の範囲

基点一と基点二を結んだ線及び基点一と基点二を基点一から南側の水際線に沿って結んだ線に囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市大柿町の国土地理院三等三角点「畝山」（北緯三四度一〇分二〇秒七九八九、東経一三二度二六分五一秒一五一七、標高一二六・五五メートル）

基点一 基準点から一九度二七分一九秒の方向九九〇・一九メートルの点

基点二 基点一から六三度五〇分五三秒の方向二九七・九八メートルの点

2 能美町鹿川東浜く大矢地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点九を基点一から北側の水際線に沿って結んだ線に囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市能美町の国土地理院三等三角点「鹿川」（北緯三四度一分四五秒一七五三、東経一三二度二五分四七秒一五五三、標高一三三・七五メートル）

基点一 基準点から一五一度五三分五〇秒の方向一、〇七三・八七メートルの点

基点二 基点一から一〇一度三三分〇五秒の方向一三六・二九メートルの点

基点三 基点二から五七度二分五六秒の方向六七・七二メートルの点

基点四 基点三から一二度一〇分一三秒の方向五八・三七メートルの点

基点五 基点四から三五七度〇七分四一秒の方向六二三・〇五メートルの点

基点六 基点五から一〇一度一二分四〇秒の方向一六九・八七メートルの点

基点七 基点六から一二一度五七分四四秒の方向一八九・八五メートルの点

基点八 基点七から一五五度五九分一〇秒の方向三四〇・四二メートルの点

基点九 基点八から七九度〇九分四八秒の方向一八〇・七五メートルの点

二 地方港湾鹿川港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物